



知っていればきっと役に立ちます！クーリング・オフ

クーリング・オフ制度とは・・・

訪問販売や訪問購入、電話勧誘販売のように、消費者が不意打ち的に勧誘され、冷静に判断できないまま契約してしまいがちな販売方法について、法律で定められた一定期間内であれば、無条件に契約を解除できる制度です。



取引の種類	内容	クーリング・オフ制度の有無と期間	
訪問販売	自宅などへの訪問販売・催眠(SF)商法・キャッチセールス など	○	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘された契約	○	8日間
特定継続的役務提供	エステ・語学教室・パソコン教室・家庭教師・学習塾・結婚相手紹介サービス	○	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	商品を販売する会員を次々に勧誘し、組織を連鎖的に拡大していく商品や役務の販売	○	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	仕事の紹介や、仕事を提供するために必要と言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭負担させる契約	○	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が物品を消費者から買取る契約	○	8日間
通信販売	テレビ、ネット、新聞、雑誌などの広告を見て申し込んだ契約	×	返品規定による

クーリング・オフの方法

1 クーリング・オフ期間内か確認

契約書を受け取った日を含めて、期間内(上の表を参照)であればクーリング・オフ可能です。
(例:8日間の場合⇒火曜日なら翌週の火曜日まで可能)

2 「契約解除通知」を作成する

次頁の記載例を参考に、販売事業者宛ての「契約解除通知」を作ります。
契約を解除する旨を記入し、既に支払った代金の返金、商品の引き取りなどを求めます。
個別クレジット契約をした場合は、同時に信販会社にも「契約解除通知」を作ります。

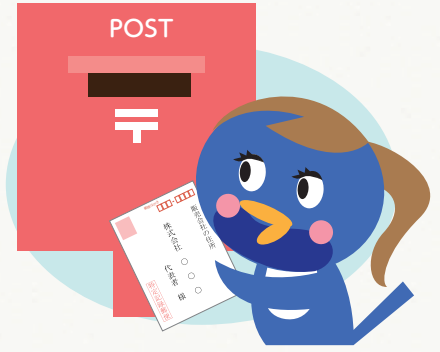
3 「契約解除通知」の写しを保管する

通知の内容をコピーし、保管しておくことでトラブルが防げます。

4 クーリング・オフ期間内に「契約解除通知」を送る

「特定記録郵便」又は「簡易書留」で郵送し、差し出した記録を残します。

差し出した日の消印まで有効です。



契約解除通知の記載例

おもて

郵便はがき □□□-□□□□

販売会社の住所
株式会社
代表者 ○ ○ ○
様 ○

特定記録郵便

うら

契約解除通知

契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 ○○○○○○
販売会社名 株式会社 ○○○○
契約金額 ○○○○円

右記日付の契約は解除します。
支払った○○〇円を至急返金し、商品を引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
契約者住所 ○○○○
契約者氏名 ○○○○

こんな場合はクーリング・オフできません

- 3,000円未満の取引で商品を受け取り、同時に代金を全額現金で支払った場合
- 化粧品や健康食品などの一部を消費した場合
- 自動車
- 店舗や通信販売で購入した商品
- 訪問購入の場合、自動車、家電、家具、有価証券、本、CD、DVD、ゲームソフト等。ただし、契約書を受け取っていない、契約書に法律で定められた内容が記載されていない場合など、クーリング・オフできる場合があります。

クーリング・オフできなくても、まだあきらめないで！

事業者の不適切な勧誘により結んだ契約は取消すことができます。

- 重要なことについてうそを告げられた
- 不確実なことを断定的に告げられた
- 不利益になることを告げられなかった
- 「帰ってほしい」「帰りたい」という意思表示を聞き入れてもらえなかった

絶対、
もうかりませ
ず

